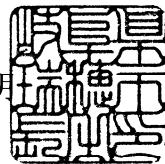


瑞下第753号  
平成30年11月16日

瑞穂市上下水道事業審議会長様

瑞穂市長 棚橋敏明



下水道経営のあり方について（諮問）

下水道事業について、経営健全化を図り持続可能な事業とするため、下記のとおり貴審議会の意見を求める。

記

当市の下水道事業は、「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、合わせて公共用水域の水質の保全に資すること」を目的として事業を進めています。既に供用開始となっています西処理区、呂久処理区及び別府処理区は、施設整備も完了し管理運営が主体となっており、今後は施設の老朽化に伴う改築更新などが必要になってきます。

下水道事業の経営については、当市に関わらず全国的に厳しい状況となっており、国土交通省では経営改善のために広域化、官民連携、革新的技術の導入などを進めています。また、総務省からは下水道事業に地方公営企業法を適用し、現在の官庁会計方式から企業会計方式に移行し、将来の改築更新に備え減価償却費などを適切に把握するような要請があります。これらに加え、健全経営を行うための中長期的な経営の基本計画である「下水道経営戦略」を策定する旨の指導があります。

そのため、当市でも平成31年度から特定環境保全公共下水道（西処理区）事業について、地方公営企業法の一部を適用し企業会計方式とすることとしています。加えて、平成29年3月には「瑞穂市下水道事業経営戦略」を策定し経営の健全化を目指しています。この経営戦略では、経営健全化の方策を検討しており、この方策などについて、合理性やこれまでの下水道使用者との公平性の観点などから御審議を願いたく、貴審議会に諮問します。